

令和6年(ワ)第3728号、令和7年(ワ)第4373号

二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 他16名

被告 東北電力株式会社 外9名

証拠説明書(3)

令和8年4月2日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社

訴訟代理人弁護士

吉原朋成



同

高橋俊光



同

泉篤志



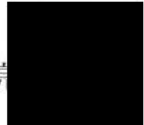
同

丸山真司



同

中澤亮



同

森駿介



同 佐々木 智 生

同 宮 坂 智

同 鈴 木 莉 子

訴訟復代理人弁護士（連絡担当） 三 上 夏 輝

頭書事件につき、以下のとおり証拠を説明する。

なお、被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社が提出した書面で用いた略語は、本書面においても同一の意味を有するものとして用いる。

記

丁号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者 (※各証拠に 付されている 赤枠は被告ら 8社代理人に よる。)	立 証 趣 旨
27	『国際法〔第2版〕』（抜粋） 写し	R5.9.21	岩沢雄司	ICJ勧告的意見には拘束力はないとされていること等。
28	「気候変動に関する国家の義務についての国際司法裁判所の勧告的意見」（NBL1304号（2025）34頁） 写し	R7.12.15	堀口健夫	ICJ勧告的意見は、「国家」の行為を対象とするものであること等。
29	『国際法入門〔第3版〕一逆』 写し	R4.10.15	山形英郎	「erga omnes partes」とは、一般的に、「条約当事国

	から学ぶ』（抜粋）				間の対世的義務」と訳されるべき概念であること等。
30	『公序良俗論の再構成』（抜粋）	写し	H12. 1. 11	山本敬三	国家の基本権保護義務が認められるかについては争いがあり、憲法学者の中には、①基本権保護義務の内容が漠然としていること、②基本権保護義務は「国家による自由」を容認するものであり、「国家からの自由」という自由権の本質に反し、基本権に対する不当な干渉を招来する危険があること、及び③基本権保護義務はドイツ法的前提の下で認められるものであって日本ではその前提を欠くことを理由として、疑問や危惧を表明する者が少なくないことは、山本敬三教授自らが認めるところであること等。
31	『憲法〔第8版〕』（抜粋）	写し	R5. 9. 17	芦部信喜	憲法学の権威ある基本書においても、国家の人権保護義務を全ての権利・自由について強調することは、日本においては、かえって人権の不当な制限を招くおそれが少なくないという反論には十分に傾聴すべきものがあると指摘されていること等。
32	『環境法BASIC〔第4版〕』（抜粋）	写し	R5. 4. 1	大塚直	裁判例上、私法上の差止請求の根拠としては、人格権が最も有力であること等。
33	『環境訴訟法〔第3版〕—Environmental Law and Litigation 3rd Edition』（抜粋）	写し	R7. 3. 31	越智敏裕	私法上の差止請求の根拠としては、一般に人格権又は所有権等に基づく物権的請求権が用いられていること等。

以上